

議案第 8 1 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定
するについて

宇治市職員の給与に関する条例の一部を、次のとおり改正するも
のとする。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「10,000円（）」を「9,000円（）」に、「、10,500円」を「、9,500円」に、「8,500円」を「9,000円」に、「9,000円」を「8,000円」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

宇治市職員の手当について、所要の改正を行うものであります。